

令和 5 年 6 月 亀山市議会定例会
専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 38 号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条 条	1

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。

＜第26条関係＞

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を29万円（現行：28万5千円）に引き上げました。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を53万5千円（現行：52万円）に引き上げました。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
改正前	5割：43万円＋ <u>28万5千円</u> ×被保険者数	～128万5千円
	2割：43万円＋ <u>52万円</u> ×被保険者数	～199万円
改正後	5割：43万円＋ <u>29万円</u> ×被保険者数	～130万円
	2割：43万円＋ <u>53万5千円</u> ×被保険者数	～203万5千円

※3人世帯の場合

3 その他

施行日は、令和5年4月1日とし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。